

参 考 仕 様 書

1. 件 名 「第47回せたがや梅まつり」の実施に伴う会場設営・撤去委託
2. 契約期間 契約の日から令和8年3月6日（金）まで
3. 履行場所 区立羽根木公園（世田谷区代田4-38-52）
4. 委託内容 令和8年2月7日（土）から3月1日（日）まで開催予定（開催時間は、原則、午前10時から午後4時まで）の屋外イベント「第47回せたがや梅まつり」の実施のため、**別紙1**の作業項目及び**各別紙2～11**の内容詳細のとおり会場を設営し、イベント終了後は撤去すること。
5. 作業時間 作業時間は、**別紙1**で時間の指定がある作業以外は、全て原則午前9時～午後5時とする。
但し、上記時間外に作業を行う際は、事前に担当課と協議すること。
6. 支払方法 検査合格後、請求により支払う。（一括払い）
7. 設営等作業に関する特記事項
 - (1) コンテナハウスをはじめとする各物品の運搬に際して、必ず事前に園路等の汚損が生じないように、区担当課が指示する場所にコンパネ等の養生資材を設置すること。養生資材の内容、設置場所、設置方法については、必ず、事前に区担当課立ち合いのもと、現地確認と説明を行い、了承を得たうえで、養生を行うこと。なお、物品の運搬・設置等により、園路及び園内の設備等を汚損した場合には、受託者によって早急に現状復帰を行うこと。現状復帰については、必ず作業後に区担当課による現地確認うけ、了承を得たうえで復帰作業を完了したものとする。なお、コンパネ等の養生資材の手配、配置作業にかかる経費は、別途契約をする北沢公園管理事務所との契約内に含むものとする。
 - (2) 単管パイプ・杭・ペグ等突起物の設置を行う際、人が通るような所は安全性のあるもので養生すること。
 - (3) 公園内の樹木の枝を車両等で折らないように十分注意すること。
 - (4) 設営、撤去中の事故等により人又は物件等に被害を与えた場合、故意・過失を問わず、受託者が一切の責を負うものとする。

- (5) 公園来場者に危害が及ばぬよう、コーン等で作業箇所付近を囲うなど配慮すること。
- (6) 作業員への公園内ルール(指定場所以外の禁煙等)の遵守を徹底するよう注意喚起、監督を行うこと。
- (7) 物品(コンテナハウス等)を運搬する際、警察への車両の運搬車両の重量制限解除に伴う、通行禁止道路通行許可に関する申請にて必要な書類を令和7年12月26日(金)までに区まで提出すること。
- (8) 本仕様内で用いるカッティングシートは、全て再剥離シートを使用すること。
- (9) 設営中は記録画像を撮影し、作業終了後に画像(Jpegデータ保存形式)をCD-R等の電子媒体に保存し提出すること。なお、電子媒体はウイルスチェック済みのものを受託者にて用意すること。
- (10) 会場内に設置するコンテナハウスの設計業務等については、別紙10「仮設建築物等の設計業務委託等」の内容を遵守し業務を行うこと。
- (11) 会場内の車両動線については別紙12のとおり。

8. 設置物の管理に関する特記事項

- (1) 開催期間が長期にわたるため、受託者は、本件委託により会場内に設置した工作物や物品(以下「設置物」)について、本件イベントに支障が生じないように適切に維持管理を行い、万一設置物に故障や欠損等が生じた場合は担当課立会いの下、速やかに補修または代替物等による補完措置を行うこと。
- (2) 悪天候(雨、雪、強風等)により、設置物に影響が及ぶことが予想される場合は、区に対し安全対策を助言し、状況に応じて区と協議のうえ、担当課立会いの下、設置物を一時的に移動・解体するなどの安全対策を行うこと。
- (3) 設営・撤去期間内に、気象警報等が発表されたとき、または集中豪雨など局地的被害が発生する恐れがあると区が認めたときは、区と協議をし、直ちに事態に即応した配備体制を取る。また、受託者において、作業を円滑かつ安全に行うため、気象情報(大雨洪水予報、大雪警報等)の収集・把握につとめること。
- (4) 気象状況等に応じて、区との緊密な連絡体制のもと、設置物の監視警戒を行い、異常を発見した際は直ちに区と協議の上、事態に即応した措置を講ずること。
- (5) 上記(1)～(4)に係る経費については、すべて契約金額に含まれるものとする。悪天候または区の故意もしくは過失でない事由による設置物の損害について、区は責任を負わない。

9. 仕様及び数量等の変更に関する特記事項

契約後、履行の詳細について世田谷区と受託者とで協議の結果、まつりの実施上の都合により（受託者の都合によるものを除く）、又は会場や天候、感染症等の状況により、本仕様書に記載の仕様及び数量等の一部に変更が必要となった場合、契約金額等の重要事項の変更を要しない軽易な変更については、区担当課長の書面通知により変更できるものとし、契約金額等の重要事項に係る変更については、世田谷区と受託者とで別途変更契約書を取り交わすものとする。

10. 中止の場合

まつりは、雨天の場合でも原則として決行するが、天災や感染症等止むを得ぬ事情で中止する場合、設営前であれば、区は受託者にこの契約に基づく履行の中止を命じることができる。中止する場合は、区担当課から受託者に対し中止の連絡を行った日に応じて、次表の通りキャンセル料を支払う（1円未満の端数は切り捨てる）。この場合、区の完了検査は行わないものとする。

区担当課から中止の連絡を行った日	支払い率 (契約金額総額に対する率)
契約日から1月5日まで	5%
1月6日から1月11日まで	10%
1月12日から1月17日まで	30%
1月18日から1月24日まで	50%
1月25日から2月1日まで	70%
2月2日から2月5日まで	80%
2月6日以降	100%

11. その他

この仕様書に明記していない事項については、区担当課と協議のうえ決定すること。

12. 担当

北沢総合支所 地域振興課 地域振興・防災担当

担当：櫻井、増井、坂本 TEL (5478) 8028

別紙1

※以下の日付は全て令和8年を指すこととする

	委託内容	会場設営・設計業務	会場撤去	内容 詳細
(1)	コンテナハウス設置・撤去 (電源、給排水仮設を含む)	1月13日(火)～23日(金) ※なお、設営開始可能時期については前倒しになる可能性がある。その場合は区担当課と協議の上決定を行うこと。	3月2日(月)～3月6日(金)	別紙2
(2)	舞台設置(当日使用機材も含む)、舞台 看板修正・取付・撤去	1月26日(月)～1月30日(金) ※舞台使用機材設置は1月30日(金)	3月2日(月)～3月3日(火)	別紙3
(3)	よしず張り・撤去			別紙4
(4)	看板、案内図の修正・設置・撤去			別紙5
(5)	テント設置・撤去	2月5日(木)まで ※別紙6(1)①(餅つき・甘酒テント)は2月13日(金)	3月2日(月)～3月3日(火) ※別紙6(1)①(餅つき・甘酒テント)は2月22日(日) 15時～17時	別紙6
(6)	音響設備設置・撤去	2月3日(火)まで	3月2日(月)～3月3日(火) ※別紙7(2)⑫(スチール棚)は3月2日(月) 13時～17時	別紙7
(7)	物品の用意・設置・撤去	【先納品分】1月30日(金) ※別紙7(2)「早期搬入物品」に示す物品 【後納品分】2月5日(木)		別紙8
(8)	会場周辺の電柱幕の設置・撤去	2月5日(木)まで		
(9)	幟旗の設置・撤去			
(10)	横断幕の設置・撤去	1月30日(金)まで		
(11)	コンテナハウス底面に鉄板を敷き、溶 接し固定	1月13日(火)～23日(金) ※なお、設営開始可能時期については前倒しになる可能性がある。その場合は区担当課と協議の上決定を行うこと。	3月2日(月)～3月6日(金)	別紙9
(12)	仮設建築物等の設計等業務委託	検査済証の交付を受ける期限:2月6日(金) その他については別途区との協議により決定する。		別紙10

(13)	仮設トイレの設置	1月30日(金)まで	3月2日(月)13時~17時	別紙11
------	----------	------------	----------------	------

コンテナハウス設置作業詳細（電源設置、給排水仮設設置を含む）

（仕様書別紙 1（1）関係）

（1）コンテナハウスの共通仕様

- ①コンテナハウスは、富士クオリティハウス株式会社の「コンテナハウスCAK403-JH」とする。（形状寸法（組立時）：全長5,910mm、桁柱外寸5,720mm、全幅2,350mm、妻柱外寸2,320mm、全高2,700mm）
- ②上記の同等品による履行は、不可とする。
- ③コンテナハウス付属の電気設備の数量は、1ユニットにつき40Wダブル3個（蛍光灯付き）、スイッチ1個、1口コンセント4個とする。
- ④コンテナハウス設置作業の作業日の詳細については、担当課と協議すること。
- ⑤コンテナハウス底面に鉄板を敷き、溶接し固定する。詳細は別紙9のとおり。

（2）本部棟・管理棟の設置作業

コンテナハウスを別図1及び別図4の通り、壁、窓（ガラス）、戸、庇（ひさし）等を取り付けた上、配置する。

管理棟の事務室南面には給配水管の穴を確保するため、穴あきパネルか穴を開けてもよいパネルを1枚用意する。

引き戸については鍵を付けるものとする。鍵は1つの引き戸につき2個ずつ用意し、各引き戸に対応させた表示（キータグ等）をつけ管理できるようにすること。なお、売店、本部棟・管理棟、舞台控え室においては全ての戸を共通鍵によるものとする。

コンテナハウス及び鍵の故障等があった場合は直ちに補修等の対応をすること。

履行場所における詳細な配置については担当課より指示する。

①本部棟（コンテナ2台）

（ア）電気設備

別紙2（1）③の共通仕様により電気設備を設置し、コンセントについては、別図4の通り配置し、電源と接続すること。

ブレーカーについては、照明・コンセントを含め、容量の適切なものを設置すること。

電源は、別図2の分電盤B（20A）より引いてくるものとし、舞台用電源と分岐させること。電気引き込み線については、歩道を通過するときは3メートル以上の高さを確保すること。

漏電ブレーカー等を設置し、漏電がないよう十分に対策を行うこと。また、漏電防止のため事前チェックをすること。

②管理棟（コンテナ 8 台）

（ア）電気設備

別紙 2（1）③の共通仕様により電気設備を設置し、コンセントについては、別図 4 の通り配置し、電源と接続すること。

電源は、別図 2 の分電盤 A（75 A）（配電盤）より引いてくるものとする。

ブレーカーについては、照明・コンセントを含め、容量の適切なものを設置すること。なお、電源が模擬店・売店棟と同一であるため、それらの棟と合わせて 75 A で全てをまかなう必要性があるので、電力の配分については担当課と協議すること。

漏電ブレーカー等を設置し、漏電がないよう十分に対策を行うこと。また、漏電防止のため事前チェックをすること。

（イ）水道設備

別図 4 の通り受託者は、手洗いのための流し台 1 基と蛇口 1 個を設置する。

湯沸し器との接続部分としてフレキ管も設置すること。なお、湯沸し器は担当課で用意する。

給排水管については最も近い引き込み口に接続すること。給水の接続はジョイント式で水抜きできるようにすること。

水道管については凍結しないよう、万全の対策をすること。

給排水の長さの目安は、約 2 m～3 m とし、長さのずれの対応は現場あわせとする。

（ウ）ガス設備

ガスの配管については、別途、イベントの実行委員会の委託業者が行う。

（エ）防火対策

流し台を設置するコンテナハウス内部の天井及び壁についてはカラー鉄板等の不燃材を使用すること。（給湯器を設置するため。）なお、流し台を設置するコンテナについては別図 4 を参照。

（3）売店・模擬店棟の設置作業

コンテナハウスを別図 1 模擬店及び別図 5 の通り、壁、戸、換気扇、窓を取り付けた上、配置する。

コンテナハウス全面天井付近のボルトは、緩めておくこと（運営上使用するため）。さらに、給配水管の穴と同時にガス管の配管の穴を確保するため、穴を開けてもよいパネルを各棟1枚ずつ用意すること。

別図5コンテナハウスAにおいては、別図5のとおり窓をつけたパネルを使用すること。

引き戸については鍵を付けるものとする。鍵は一つの引き戸につき2個ずつ（売店棟のみ3個）用意し、各引き戸に対応させた表示（キータグ等）をつけ管理できるようにすること。なお、模擬店棟については、共通鍵による管理は不可とする。

コンテナハウス及び鍵の故障等があった場合は直ちに補修等の対応をすること。

履行場所における詳細な配置については担当課より指示する。

①模擬店（コンテナ8台）

（ア）電気設備

別紙2（1）③の共通仕様により電気設備を設置し、コンセントについては、別図5の通り配置し、電源と接続すること。

ブレーカーについては、照明・コンセントも含め、4棟ある模擬店の各棟に均等に分電確保することを基本とし、4棟分を1箇所にとめて設置すること。設置場所等の詳細については、設置時に担当課に確認すること。

電源は、別図2の分電盤A（75A、配電盤は管理棟・売店棟と共用）より引いてくるものとする。電気引き込み線については、歩道を通過するときは3メートル以上の高さを確保すること。

漏電ブレーカー等を設置し、漏電がないよう十分に対策を行うこと。また、漏電防止のため事前チェックをすること。

（イ）水道設備

給配水については、別図5の通り、各商店街別に設置すること。

流し台については、別図5の通り、受託者が用意するステンレス製の流し台1基と区で用意したステンレス製の流し台を設置すること。なお、手洗い、流し台については、別図3の倉庫Bに保管されている物を使用すること。

流し台の蛇口については、床より1200mmの高さとする。ただし、詳細な位置や個数については、担当課の指示による。

給排水管については、北側の最も近い引き込み口（4箇所）に接続する。給水の接続は、ジョイント式で水抜きできるようにすること。

給配水管の穴と同時にガス管の配管の穴をパネル壁に確保すること。

Dの排水管については、一部耐熱性の配水管を用意すること。

また、Dの水道設備のみ混合水栓を用いること。

水道管については、凍結しないよう、万全の対策をすること。

湯沸し器との接続部分としてフレキ管も設置すること。なお、湯沸し器は使用者側で用意する。

給排水の長さの目安は、各約3m～6mとし、長さのずれの対応は現場あわせとする。

配水管の位置の確認について、作業日の午前9時30分頃に担当課が立会いを行う。

(ウ) ガス設備

ガスの配管については、別途、イベントの実行委員会の委託業者が行う。

(エ) 換気扇設備

各模擬店に有圧換気扇・換気扇を設置すること。各模擬店に設置する有圧換気扇・換気扇の数、サイズについては別図5を参照。

(オ) 防火対策

・火器具については、実行委員会の関係団体(商店街等)が自ら設置又は別途手配することを基本とする。なお、コンテナハウスへの搬入日程については、別途区と受託者で協議し、区から商店街側に伝えるものとする。

・不燃ボード(幅1.5cm程度×47枚)を用意し、それらを組立て、火器具の各場所に設置すること。火器具が壁面に接する場合は壁面から15cm以上の間隔をとりその間に不燃ボードを設置すること。

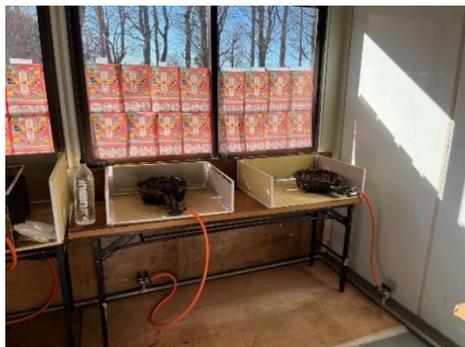
①火器コンロの周囲・底面を囲うように設置すること。

ボードの高さは、コンロから10cm以上とする。

(コンロの個数は最大34か所程度)

(参考)

前回設置した不燃ボードの一例



②ガス管と火器具の間に不燃ボードを設置すること(最大7か所程度)。

(参考)

前回設置した不燃ボードの一例



- ・ コンテナハウス内部の天井及び壁についてはカラー鉄板等の不燃材を使用すること。

②売店（コンテナ 2 台）

（ア）電気設備

別紙 2（1）③の共通仕様により電気設備を設置し、コンセントについては、別図 5 の通り配置し、電源と接続すること。

ブレーカーについては、照明・コンセントを含め、容量の適切なものを設置すること。

電源は、別図 2 の分電盤 A（75A、配電盤は管理棟・売店棟と共用）より引いてくるものとする。

漏電ブレーカー等を設置し、漏電がないよう十分に対策を行うこと。また、漏電防止のため事前チェックをすること。

（4）舞台用控室の設置作業

コンテナハウスを別図 1 舞台用控室及び別図 4 の通り、壁、窓（ガラス）、戸、庇（ひさし）等を取り付けた上、配置する。

引き戸については鍵を付けるものとする。鍵は 1 つの引き戸につき 2 個ずつ用意し、各引き戸に対応させた表示（キータグ等）をつけ管理できるようにすること。コンテナハウス及び鍵の故障等があった場合は担当課立会いの下、直ちに補修等の対応をすること。履行場所における詳細な配置については担当課より指示する。

①舞台用控室（コンテナ 2 台）

電気・水道・ガス設備は、不要とする。

(5) 仮設建築物等の設計等業務との連携について

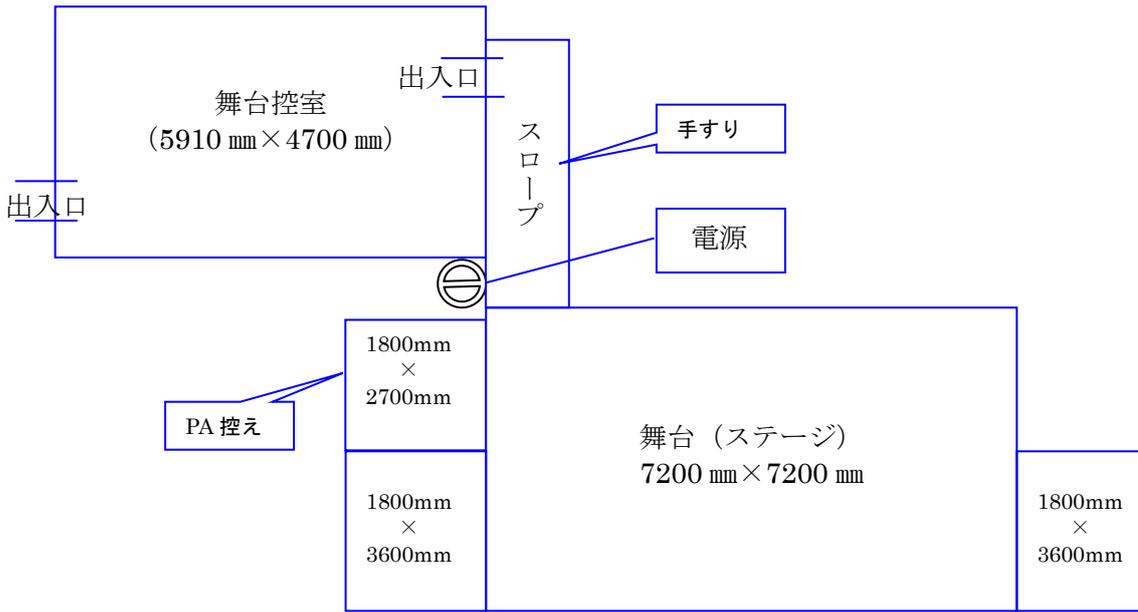
コンテナハウスの設置に際しては、別紙10「仮設建築物等の設計業務委託等」において作成した図面の内容に沿って設置を行うこと。

舞踏用舞台設置・舞台用控室仮設・舞台用看板修正・取付作業詳細

(仕様書別紙 1 (2) 関係)

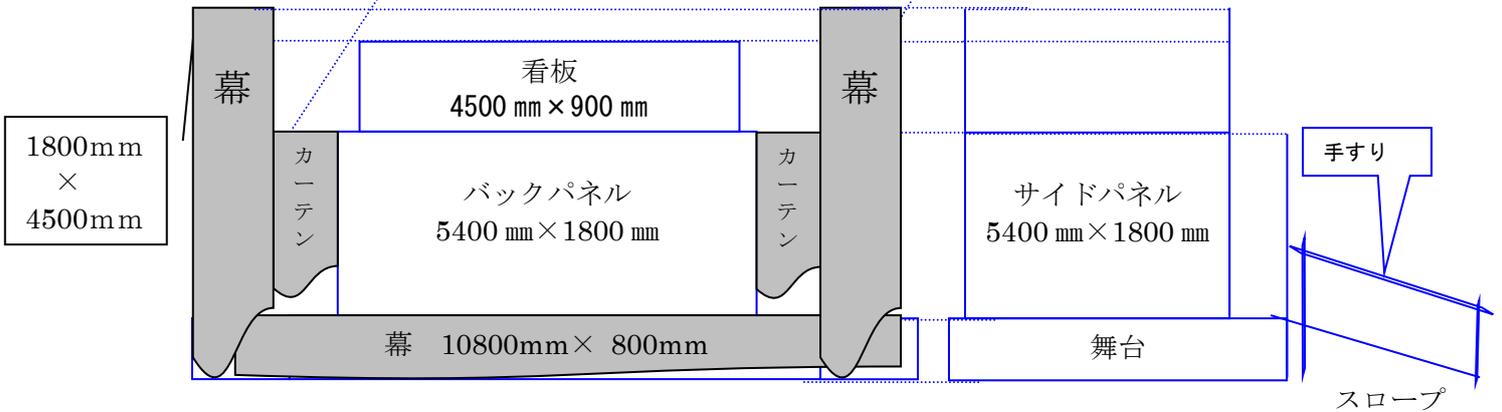
- ① 舞踏用舞台・舞台用控室・舞台用看板の規格・寸法は、[別紙 3-2](#)に定める規格等を基本とし、変更が必要な場合は担当課と協議すること。
- ② 舞台の骨組みは、[別紙 3-3](#)に定める規格等を基本とし、変更が必要な場合は担当課と協議すること。
- ③ 舞台両脇及び舞台下には、区が指定する幕（ターポリン素材）をかけること。
([別図 9-1](#)参照)
- ④ 舞台への上り下りのためのスロープの両側に手摺り（単管パイプなど、強固のもの）を設置し、その手摺りに紅白紐を巻きつけること。
- ⑤ バックの各パネルは、紅白幕が取り付けられる材質にしておき、舞台用看板が取り付けられるようにしておくこと。
- ⑥ 舞踏用舞台は、つまずいて転ぶことがないように、段差をなくし水平に設置すること。
- ⑦ 舞台バックパネル横の出入り口（両端 2ヶ所）に、カーテン（白）を取り外しできるように設置すること。
舞台用看板については、[別図 3](#)の倉庫 Aにあるもの（[別図 9-2](#)参照）を使用し、看板文字中の下線を引いた文字を担当課の指示に従い修正すること。
- ⑧ 舞台の設置位置は[別図 1](#)舞台の通りとし、詳細については担当課と協議すること。
- ⑨ 舞台横（西側）に電源用のコンセント（2口）を設置すること。
- ⑩ 電源は、[別図 2](#)の分電盤 B（20A、本部棟と共用）より引いてくるものとする。
なお、屋外なので、コンセント等の防水対策を十分に行うこと。

平面図



立面図

側面図



舞台用看板図面

規格 4, 500mm x 900mm

看板文字

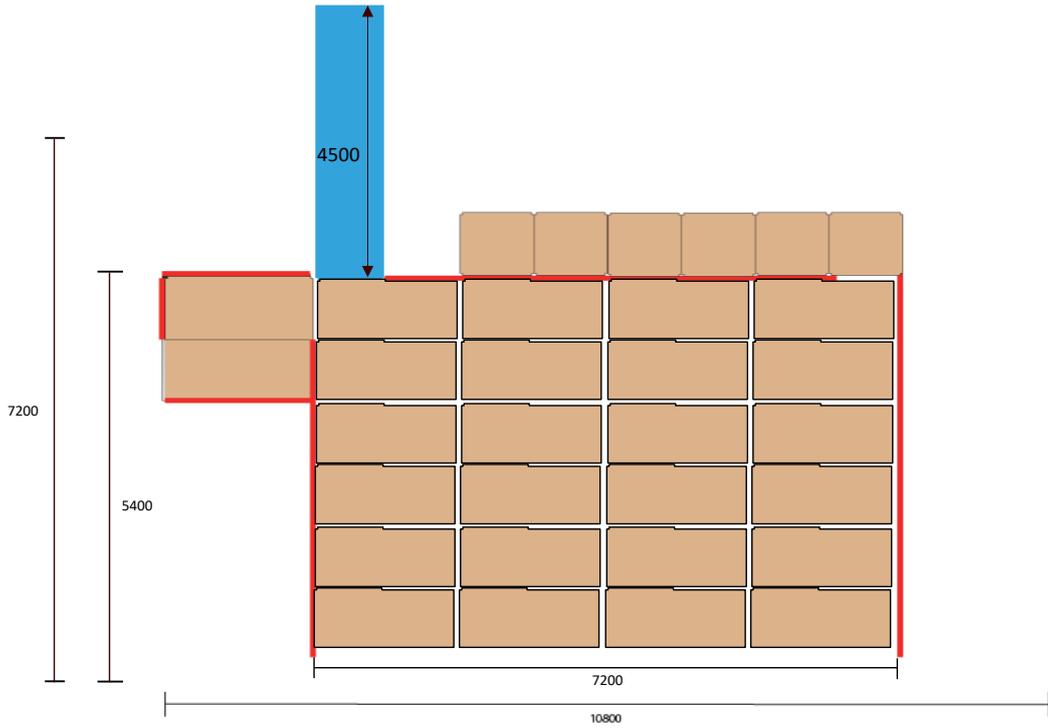
第4 7回せたがや梅まつり
2月7日(土) ~ 3月1日(日)
 主催 せたがや梅まつり実行委員会 後援 世田谷区

※上記看板文字中の、下線を引いた文字をカッティングシートで修正すること。

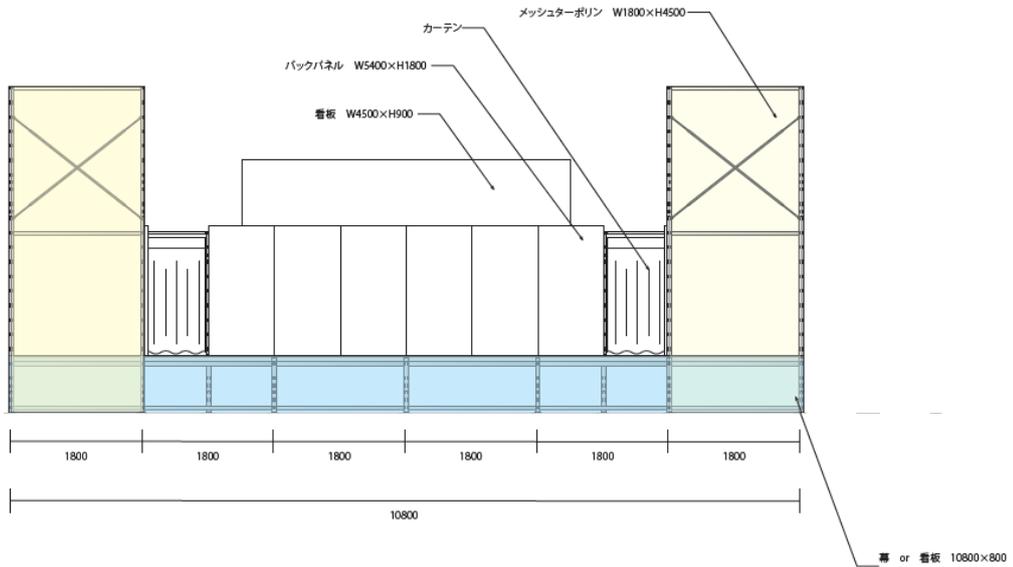
看板材質：スチール

※寸法の単位はmm ※変更が必要な場合は区と協議すること。

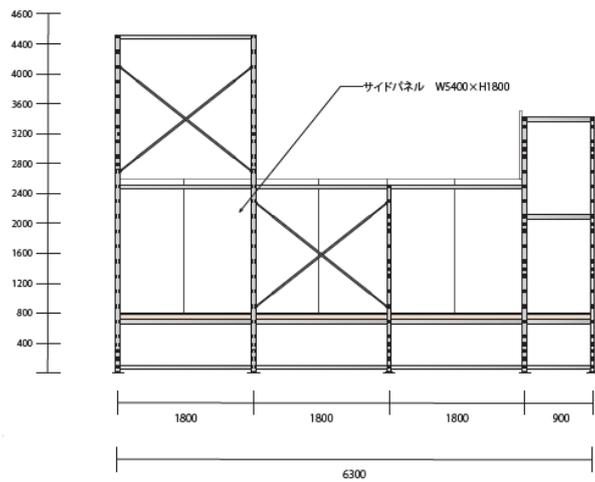
平面図



立面図



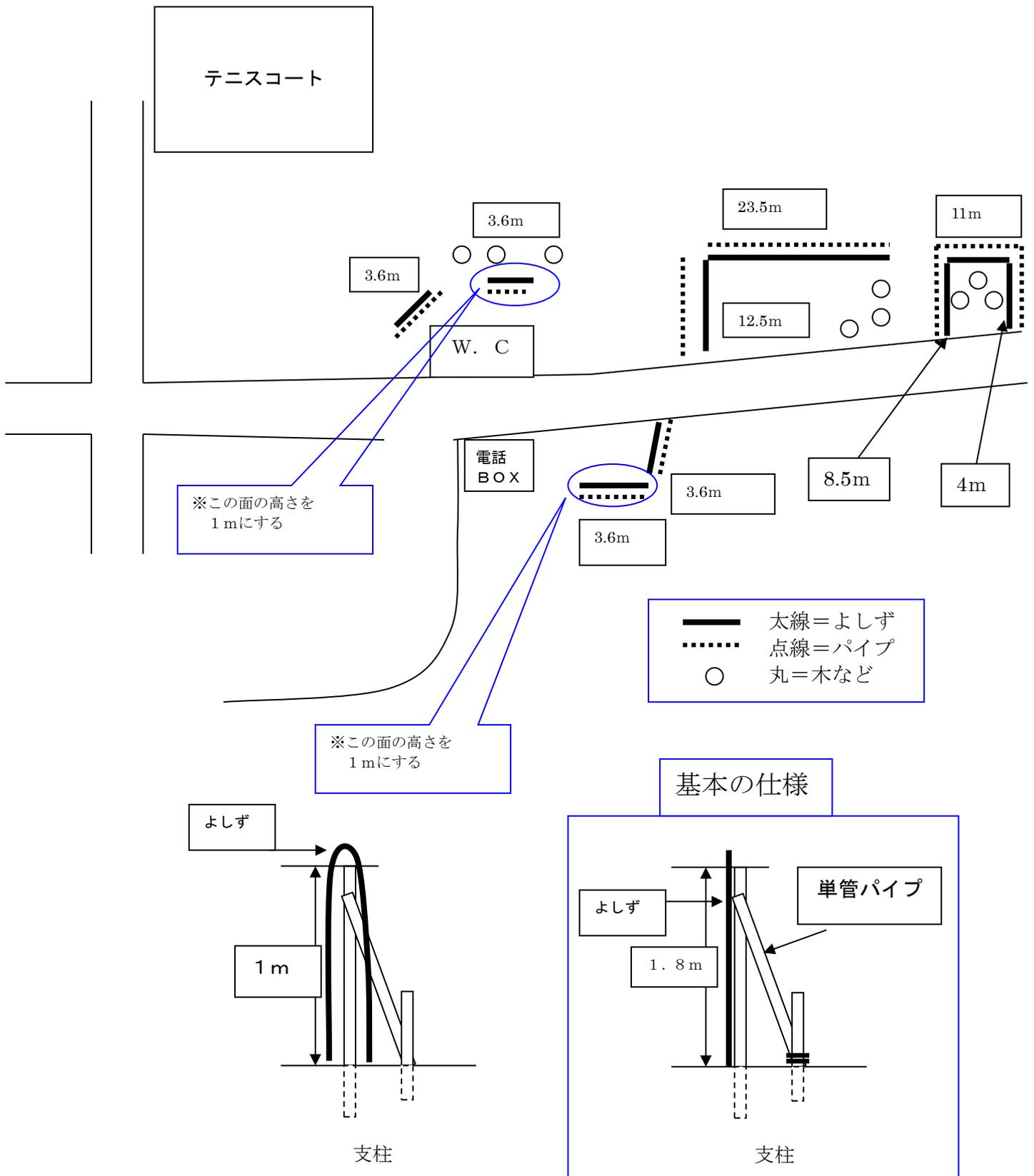
側面図



よしず張り作業詳細（仕様書 4（3）関係）

（1）よしず張り設置作業

- ①規格・寸法は下図を基本とし、変更が必要な場合は担当課と協議すること。
- ②よしずについては、**別図 3**の倉庫 Bにあるものを使用すること。



看板、案内図の修正・設置作業詳細（仕様書 4（4）関係）

（1）看板修正・設置作業

①修正・設置台数 2基

②看板については、**別図3**の倉庫A（別図9－3参照）にあるものを使用すること。看板の規格は次の通りである。

【看板の規格】（材質はともにスチール）

（ア）4,500mm×900mm（梅ヶ丘駅側）

（イ）4,500mm×900mm（東松原駅側）

③看板にはあらかじめ文字が記載されているので、下線を引いた文字をカッティングシートで修正すること。

【看板の文字】

（ア） 第47回せたがや梅まつり 2/7（土）～3/1（日）
みつめよう こころのふるさと かわそう あいさつ
主催 せたがや梅まつり実行委員会 後援 世田谷区

（イ） 第47回せたがや梅まつり 2/7（土）～3/1（日）
ひろげよう こころのふれあい かわそう あいさつ
主催 せたがや梅まつり実行委員会 後援 世田谷区

④文字修正後、（ア）の看板については小田急線梅ヶ丘駅付近の、（イ）の看板については京王井の頭線東松原駅付近のそれぞれ**別図3**に定める場所に設置すること。詳細は担当課と協議すること。

（2）会場案内図設置作業

①設置台数 3基

②案内図については、**別図3**の倉庫A（別図9－4参照）にあるものを使用すること。案内図の規格は次の通りである。

【案内図の規格】材質：スチール、寸法：1,800mm×1,800mm

①案内図にはあらかじめ文字が記載されているので、そのうち「46」と記載されている文字を「47」にカッティングシートで修正すること。

④文字修正後、会場入口の**別図3**に定める場所に設置すること。詳細は担当課と協議すること。

テント設置・撤去作業詳細

(1) テント設置・撤去作業（仕様書 4（5）関係）

別図 1 に示す位置に、下記の各仕様によりテントを設置し、ペグ、ロープ、ウエイト等で固定すること。

色について指定のない場合は、白のテントとする。

① に記載の簡易流し台 2 基及び耐圧ホースは、受託者で用意すること。

なお、①については、令和 8 年 2 月 13 日（金）に簡易流し台 1 基を設置し、水道設置も行うこと。水道は、競技広場横の水道 1 口を分岐水栓で蛇口を 2 口にし、片方と簡易流し台を耐圧ホースで接続すること。

また、同月 22 日（日）の餅つき終了後の午後 3 時より、①テント及び水道の撤去を行うこと。

① 餅つき・甘酒テント… 2 間× 3 間(三方幕) 2 張、1.5 間× 2 間(三方幕) 1 張

(別図 6)を参照)

テントの給排水の長さの目安：耐圧ホース長約 70～80m、排水約 1m～2m（長さのずれの対応は現場あわせとする。）

② 三土代会展示テント…約 2.5m 四方（簡易式折りたたみテント）

③ 代田和太鼓用テント…1.5 間× 2 間(四方幕) 2 張

④ 湯茶コーナーテント…1.5 間× 2 間(四方幕) 1 張

※一面は開け閉めが出来るようにする。

※水道設備（要凍結対策）、簡易流し台 1 基を設置し、給排水を接続し、蛇口は 2 口設置すること。なお、給排水の長さの目安は約 3m とし、長さのずれの対応は現場あわせとする。

⑤ 川場村テント…1.5 間× 2 間(四方幕) 2 張

※前面は開け閉めが出来るようにする。

⑥ 官公署 PR コーナー…1.5 間× 2 間（三方幕）8 張

※横幕は取り外しておくこと。PR コーナー用カラーテント（白地にブルーのストライプ）は、同一規格のものを使用すること。

⑦ 清掃業者控室…1.5 間× 2 間(四方幕) 1 張

⑧ 警備業者控室…1.5 間× 2 間(四方幕) 1 張

⑨ 倉庫…1.5 間× 2 間(四方幕) 3 張

⑩ 模擬店横催し物用テント…1.5 間× 2 間(四方幕) 1 張

音響設備、物品の設置等作業詳細

(1) 音響設備設置作業（仕様書 4（7）関係）

① 次の音響設備について、**別図 2** に示す場所に設置すること。

(ア) トランペットスピーカー(屋外用)	5 台
(イ) アンプ(120W、2系統)	1 台
(ウ) ミキサー	1 台
(エ) マイク	1 本
(オ) スタンドマイク立て(テーブル用)	1 基
(カ) CDプレーヤー(1曲リピート再生が可能なもの)	1 台
(キ) 各接続用配線	1 式

② 本部からスピーカーを通して放送を流せるようにすること。

③ スピーカーⅠ系統とⅡ系統は、独立して使用でき、それぞれ音量調節が可能な設備にすること。

④ スピーカーⅠ系統とⅡ系統は、本部にて簡易に切り替え可能な設備にすること。

⑤ スピーカーの向きについては、担当課の指示に従うこと。

(2) 物品の用意・設置作業（仕様書 4（8）関係）

下記の物品を用意し、会場内にそれぞれ設置すること。なお、物品の配置についてこの仕様書に指定のないものは、担当課が指示する。なお、簡易流し台 4 基など、既述の物品は記載を省略している。

① 折りたたみ机(1800mm×450mm、テーブルクロス付き) 90 台

※テーブルクロス(ビニール製難燃品)をかけた後に、担当課の指示のもとに適切に配置すること。なお、デコラテーブル等上面化粧板貼りの机を使用する場合、テーブルクロスの用意は 40 台分でも可とするが、ベニヤ貼りの机を使用する場合は、全台分を用意すること。

② 折りたたみ椅子(アルミ製) 200 脚

※①の折りたたみ机及び②の折りたたみ椅子の設置後に余ったものについては、専用の移動ラックに収納の上、担当課が指示する倉庫テントに収納すること。

③ カラーコーン 50 個

④ コーンウエイト 30 個

⑤ テント用ウエイト【**別紙 6** (1) ①用】 16 個

⑥ 石油ストーブ(器具のみ・反射式) 管理棟倉庫に収納 10 台

⑦ 組み立てベンチ(背なし1900mm×400mm) 120 台

※ベンチのすわり部分はプラスチックで、足はスチールまたはそれに準ずるものとし、専用の移動ラック(移動可能なキャスター付き)に収納し、担当課が指示する倉庫テントに収納すること。

⑧ パンフレット立て(約300mm×1200mm、4～5列展示できるもの) 1 台

⑨ リヤカー 2 台

- ⑩ハンガー掛け 3台
- ⑪ハンガー 30個
- ⑫スチール棚（幅900mm×奥行450mm×高1800mm） 14台
- ⑬座卓 4台
- ⑭発電機（2500ワット以上） 2台
- ※ 燃料満タンで管理等の倉庫に納入すること。
- ⑮無線機 6台

※早期搬入物品

別紙7（2）に記載のある物品のうち、下記の物品は令和8年1月30日（金）に各搬入場所へ納品すること。

物品名	数量	搬入場所
（ア）ハンガー掛け	3台	本部 1台 管理棟内事務室 1台 舞台控え室 1台
（イ）リヤカー	2台	管理棟付近 2台
（ウ）ハンガー	30個	本部 10個 管理棟内事務室 10個 舞台控え室 10個
（エ）スチール棚 （幅900mm×奥行450mm×高さ1800mm 相当、ラック5段）	14台	本部 1台 管理棟内事務室 2台 管理棟内倉庫 9台 売店 2台
（オ）折りたたみ机	全90台中 の26台	本部 8台 管理棟内事務室 10台 管理棟内控え室 2台 実行委員会売店 6台
（カ）折りたたみ椅子	全200脚 中の40脚	本部 20脚 管理棟内事務室 20脚

電柱幕、幟旗、横断幕の設置・撤去作業詳細

(1) 会場周辺の電柱幕の設置・撤去作業（仕様書 4（8）関係）

- ①約 100 枚の電柱幕を別図 8 の会場周辺の道路へ令和 8 年 2 月 5 日（木）までに設置し、3 月 2 日（月）に撤去すること。
- ②電柱幕は、担当課が用意した下記のものを使用すること。

【電柱幕の内容】

30cm×140cm白地 2 色、四方三巻きハトメ 6カ所、「駐車禁止」の表示シート

- ③設置場所の詳細及び確定の設置数量は、担当課の指示によるものとする。
- ④風雨で飛ばされないよう、ハトメにフックの付いた付属のゴム紐等で電柱に巻きつけ、固定すること。

(2) 幟旗の設置・撤去作業（仕様書 4（9）関係）

- ①約 40 本分の幟旗をポールにセットし、別図 3 の会場内通路へ令和 8 年 2 月 5 日（木）までに設置し、3 月 2 日（月）に撤去すること。
- ②幟旗は、担当課が用意したものを使用すること。
- ③設置場所の詳細及び確定の設置数量は、担当課の指示によるものとする。
- ④風雨で飛ばされないよう、紐等で電柱等にしっかりと固定すること。

(3) 横断幕の設置・撤去作業（仕様書 4（10）関係）

- ①横断幕を小田急線梅ヶ丘駅構内に別図 7 のとおり、令和 8 年 1 月 30 日（金）までに設置し、3 月 2 日（月）に撤去すること。
- ②横断幕は、担当課が用意したものを使用すること。（別図 9-5 参照）
- ③風雨で飛ばされないよう、紐等で電柱等にしっかりと固定すること。
- ④横断幕には、あらかじめ文字が記載されているので、下線を引いた文字をカッティングシートで修正すること。

【横断幕の文字】

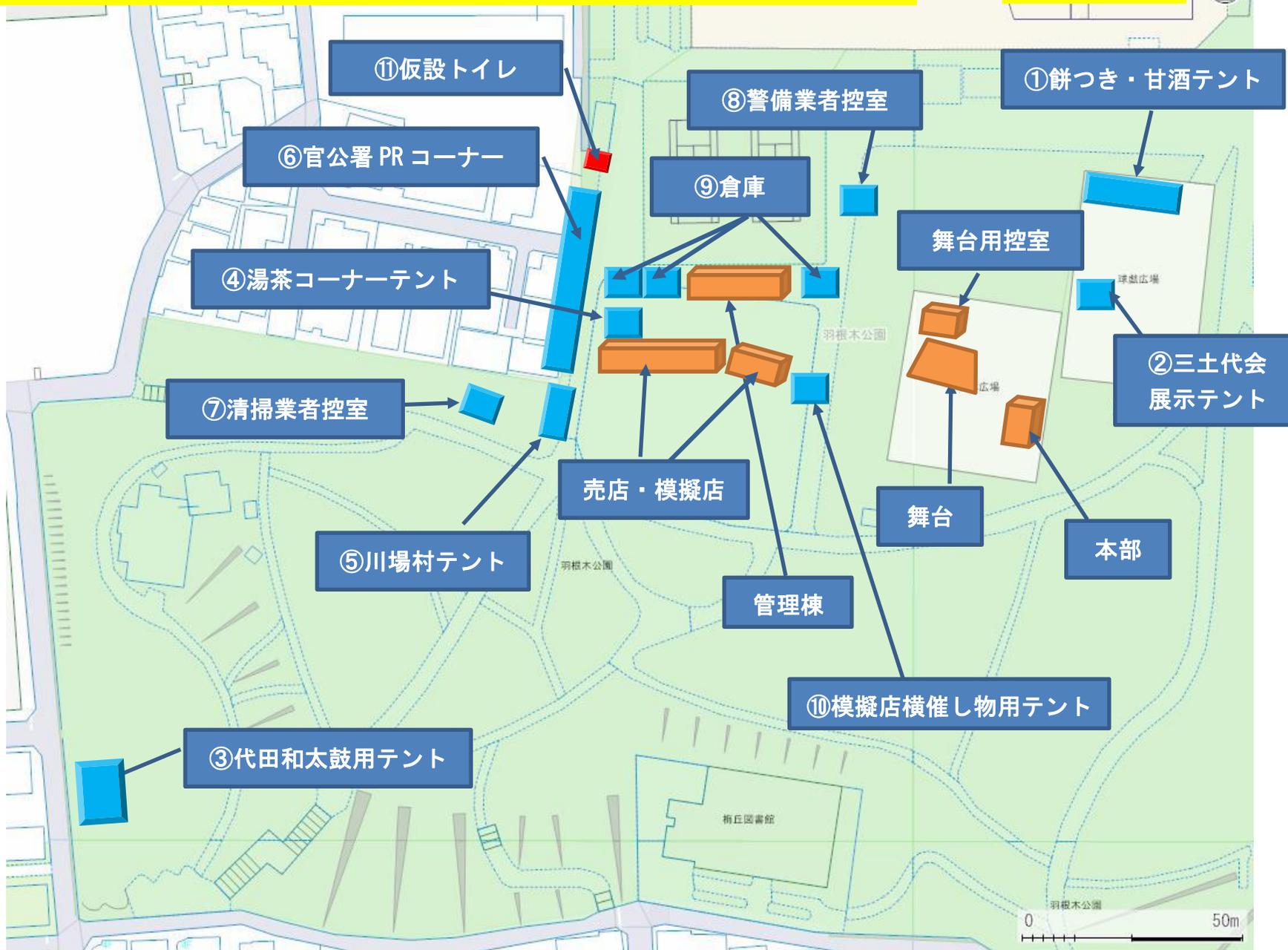
第 47 回 期間：令和 8 年 2 月 7 日（土）～3 月 1 日（日）

せたがや梅まつり

会場：羽根木公園 主催 せたがや梅まつり実行委員会 後援 世田谷区

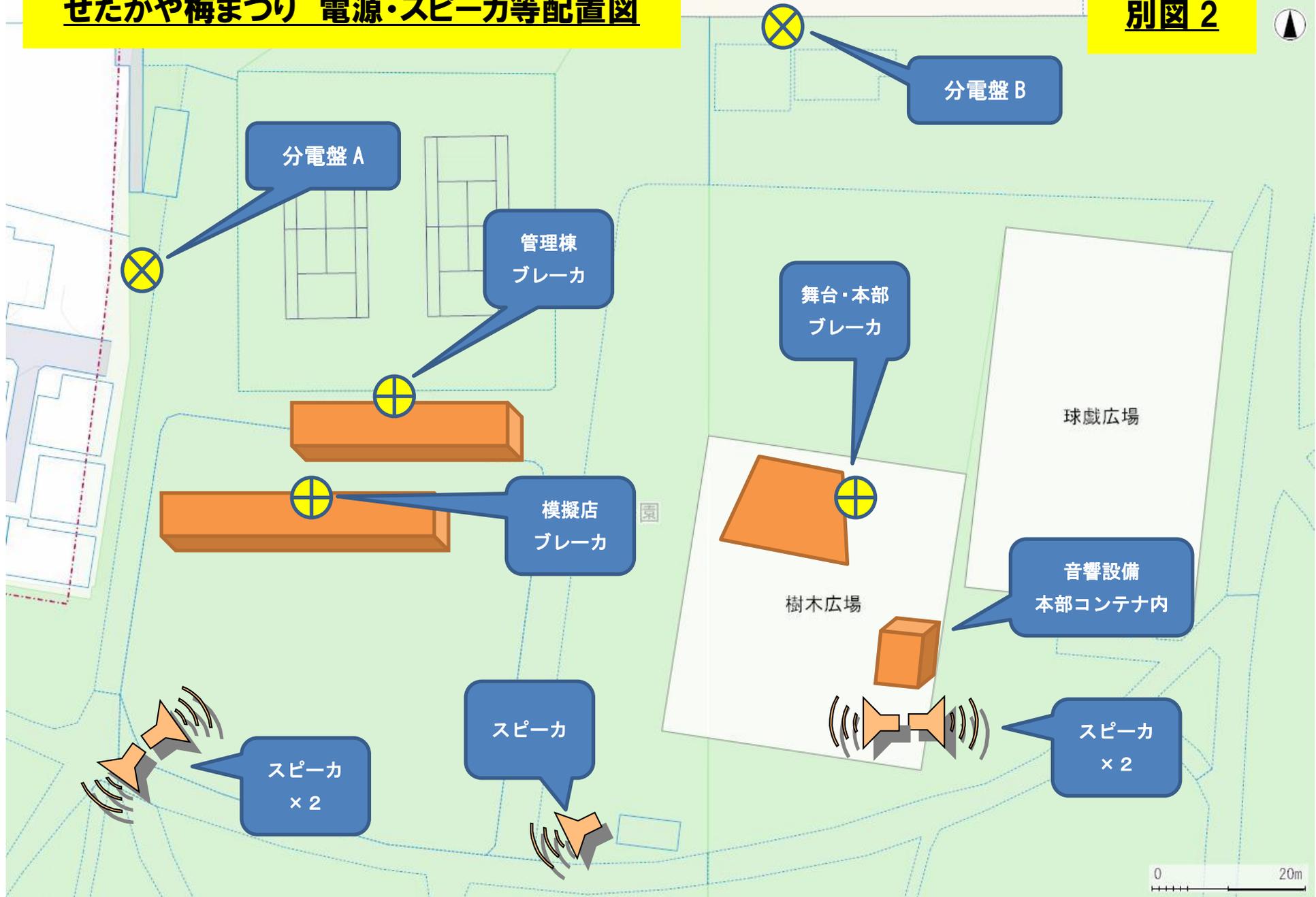
せたがや梅まつり コンテナハウス・テント・舞台・仮設トイレ配置図

別図 1



せたがや梅まつり 電源・スピーカ等配置図

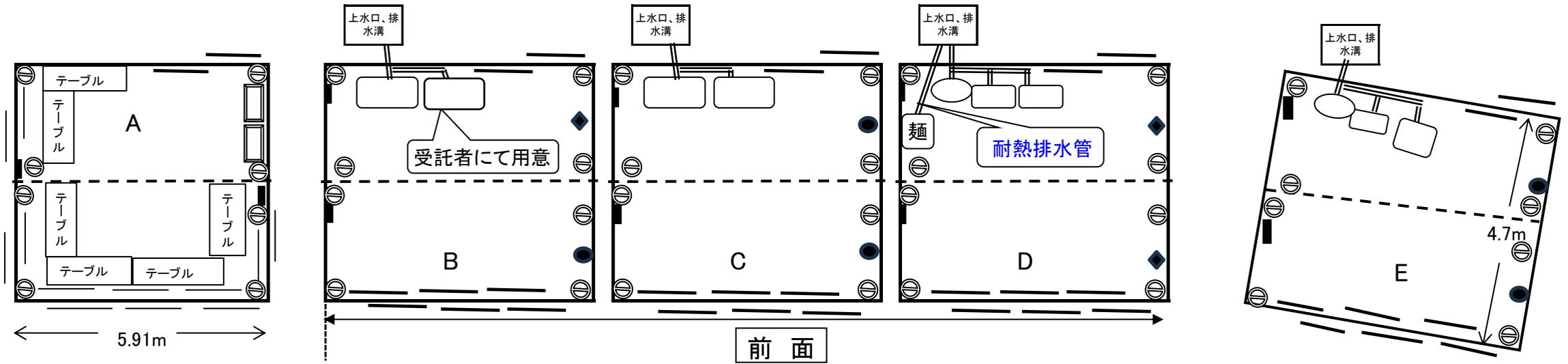
別図 2



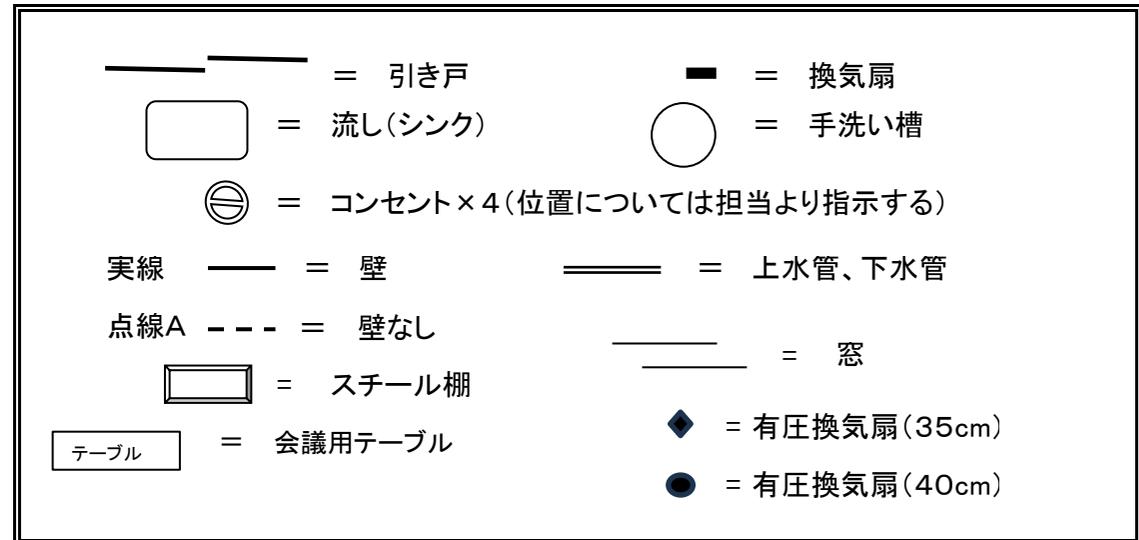
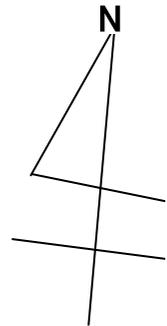


売店・模擬店棟

別図5

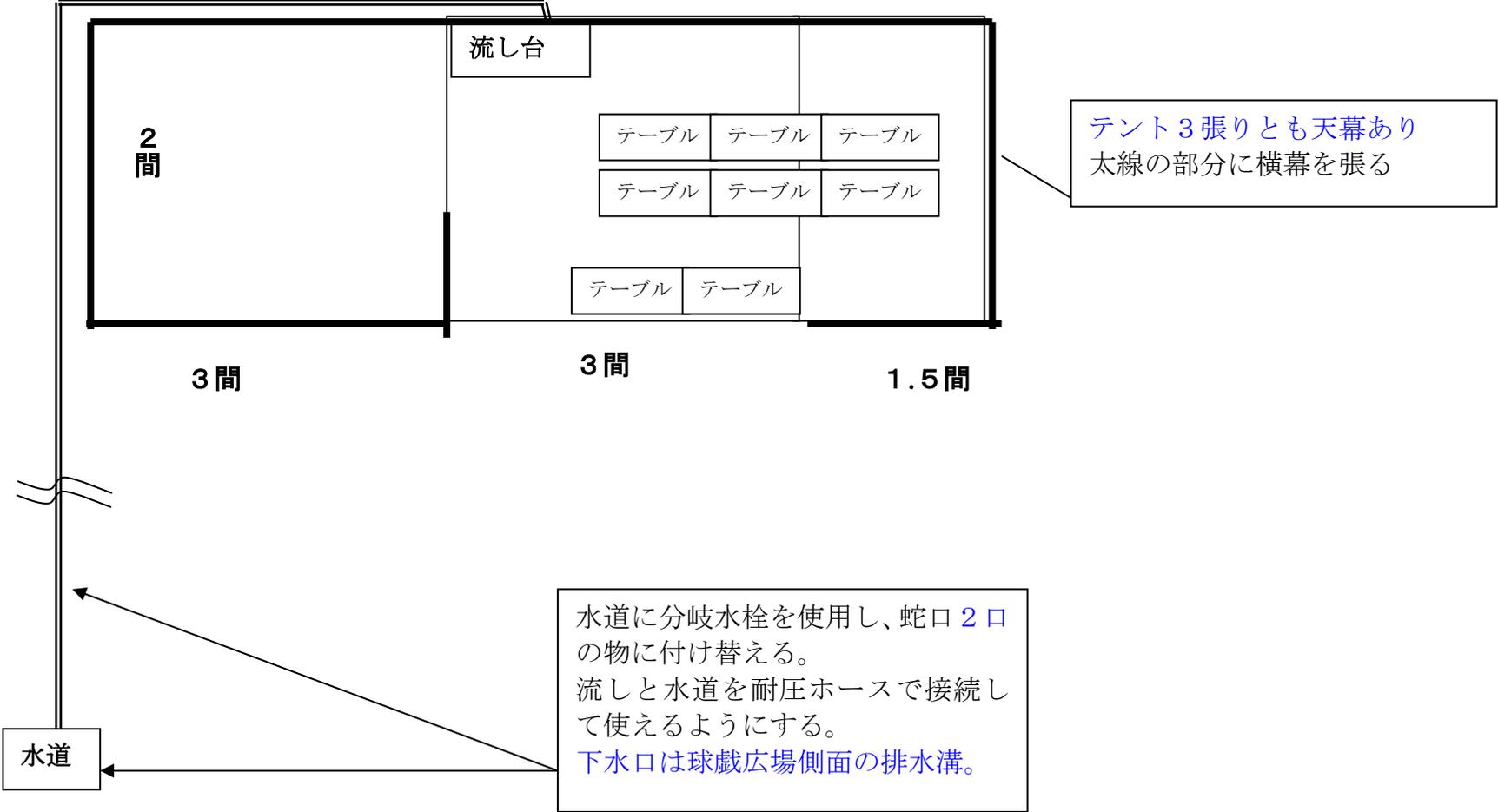


- ※ コンテナとコンテナの間は突起部分から20cmの間隔を開けること。
- ※ Aはパネルの取り外しは行なわず、北側と東側の北寄り2枚のパネル以外はすべて窓付きパネル仕様とすること。
- ※ B～Eにおいては南側の前面はパネルの取り外しができるようにすること。
- ※ 水道管やガス管の為の穴を1棟に1枚ずつ開けられるパネルを用意すること。
- ※ Dの棟のみ一部排水管に耐熱性のものを使用すること。

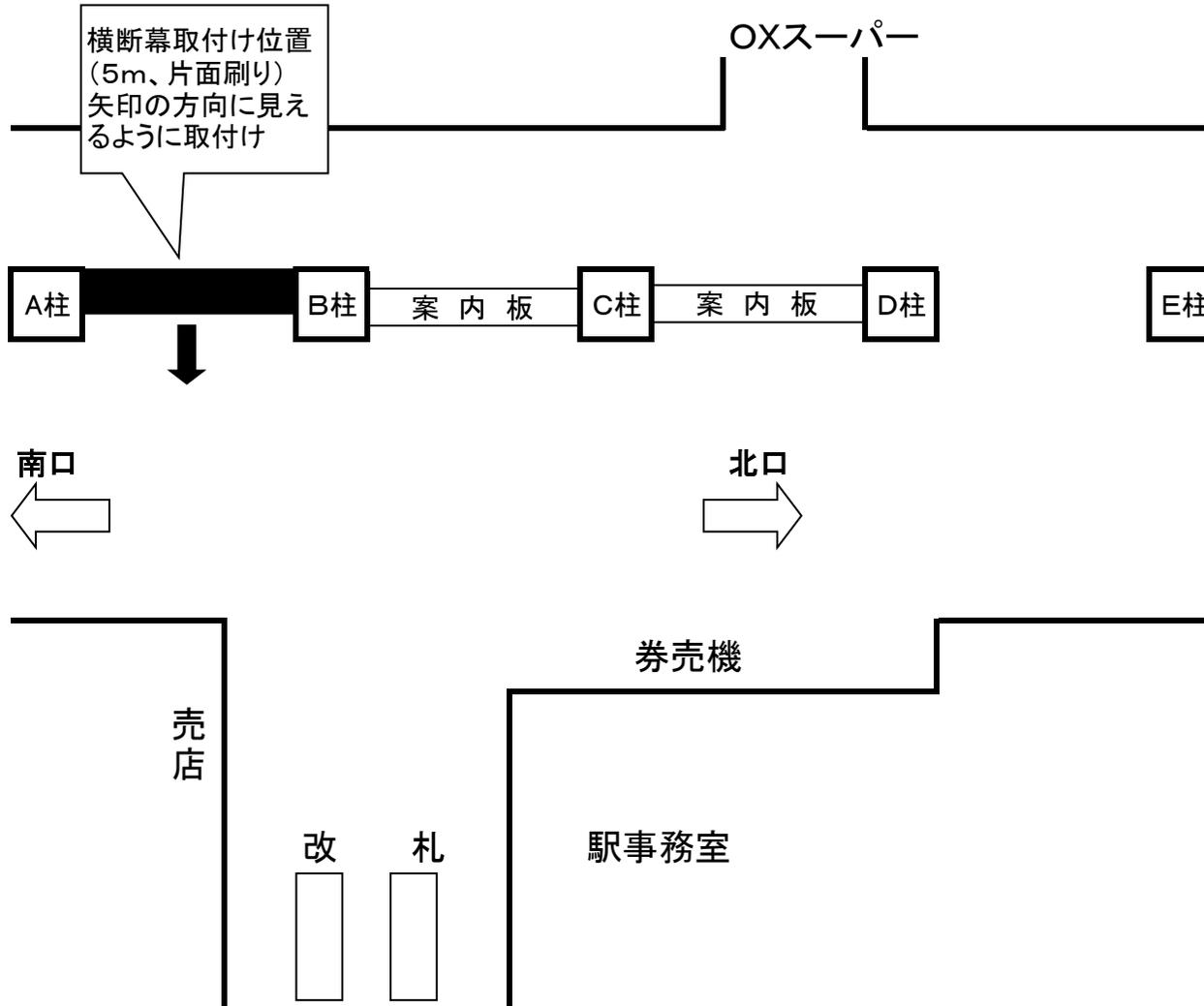


餅つき・甘酒テント図

餅つき・甘酒テント①

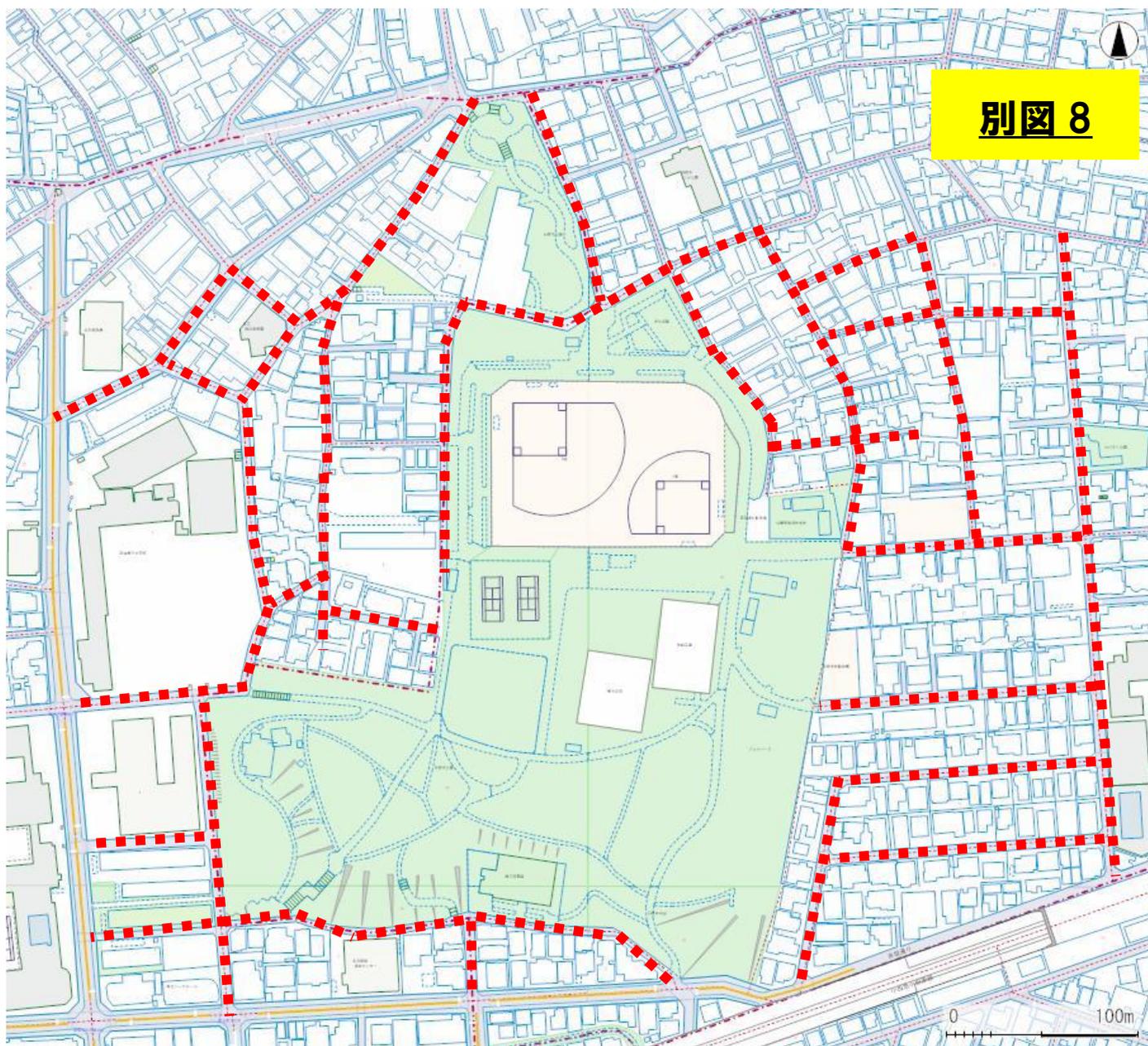


横断幕取付け位置(梅ヶ丘駅構内)



せたがや梅まつり 電柱幕設置道路図

別図 8



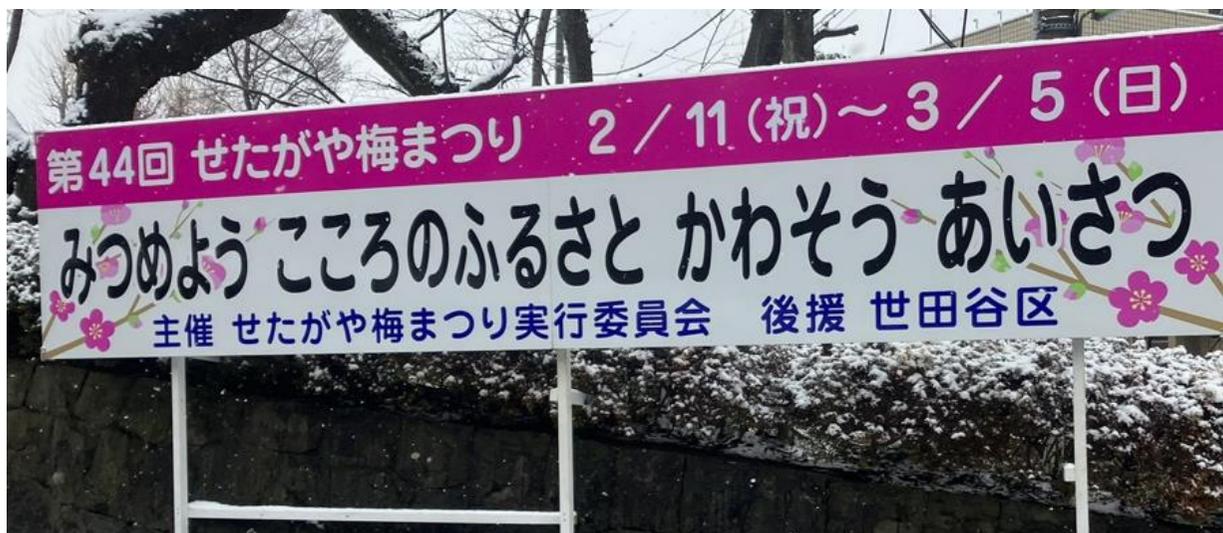
別図 9 - 1



別図 9 - 2



別図9-3
(梅ヶ丘駅側入り口)



別図9-3
(東松原駅側入り口)



別図9-4
 (世田谷代田駅側入り口)



別図9-4
 (東松原駅側入り口)



別図9-4
 (梅ヶ丘駅側入り口)



別図9-5

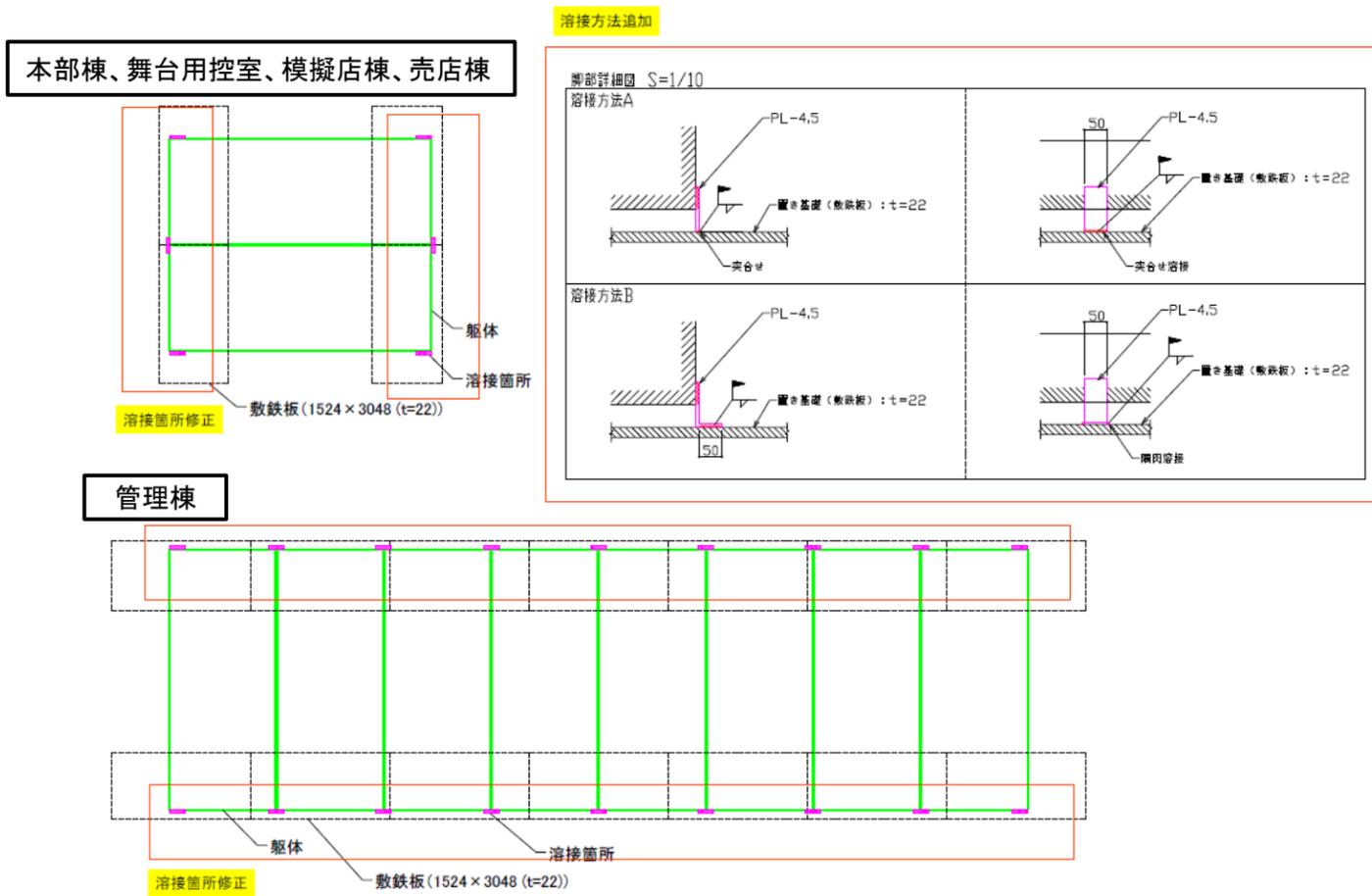


別紙9

下図のとおり各コンテナの底面に鉄板計42枚(予備2枚)を敷き溶接を行い、固定する。
鉄板のサイズは150cm * 300cm程度とする

	コンテナ数(棟)	鉄板枚数(枚)	溶接箇所(カ所)
管理棟	8	14	18
本部棟	2	4	6
舞台用控室	2	4	6
模擬店棟	8	16	24
売店棟	2	4	6
予備		2	
(合計)	22	44	60

※昨年度資料



仮設建築物等の設計業務等委託

1. 業務の主旨

会場内に設置する全てのコンテナハウスに関して、まつり開始前までに建築基準法における検査済証の交付を受け、まつりが開催される令和8年2月7日（土）から、コンテナハウスを使用することが可能な状態にするための一連の設計業務、各申請手続き、申請先との調整等を一体的に行う。

※当該業務については以下設計業務という。

2. 業務の内容

(1) コンテナハウスの設計図書の作成

(2) 設建築物の許可に係る申請書類の作成と手続き

①仮設建築物許可に関する申請書類一式の作成及び申請手続きの業務を代行し、申請先行政機関（世田谷区建築調整課）より許可を受けること。

(3) 建築確認申請（計画通知）及び完了検査に係る申請書類の作成と手続き

①建築確認申請に関する申請書類一式の作成及び申請手続きの業務を代行し、申請先行政機関（世田谷区建築審査課、以下申請先という。）より確認済証の交付を受けること。

②完了検査の実施に必要な書類一式の作成及び申請手続きの業務を代行し、申請先による完了検査に立ち会い、令和8年2月6日(金)までに検査済証の交付を受けること。なお、完了検査には区担当課も同席するが、申請先への説明については、当該受託者が行うこと。

③完了検査の実施に向けた対応事項

- ・完了検査の実施に際し、事前に申請先及び区担当課と日程等の調整を行い、完了検査前にコンテナの外装、内装及び内部に設置している火器類等の配置、個数、種類等の設営状況が、確認申請を行った図面の内容と一致していることを確認し、検査日の数日前までには、完了検査当日に確実に検査が実施できる状態にしておくこと。なお、実行委員会関係団体によるコンテナハウスへの火器類等の搬入時期については、別途区と調整すること。
- ・完了検査の数日前までに、区担当課に完了検査当日のスケジュールや申請先への説明事項等について報告すること。

④令和7年4月から施行された建築基準法改正に伴う新たな申請図書の作成等について適切に対応すること。

(4) 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（以下、「UD条例」という）に基づく届出書類の作成と手続き

①UD条例に関する特定公共的施設整備計画（変更）届出書類一式の作成及び届出業務を代行し、届出先行政機関（世田谷区都市整備政策部都市デザイン課、以下「届出先」という）と協議を進めること。

- ②特定公共的施設整備完了届に必要な書類一式の作成及び届出業務を代行し、必要に応じて届出先による完了検査に立ち会い、必要基準を満たすこと。
- ③UD条例の整備基準に適合する計画とすること。ただし、やむを得ない理由で整備基準に適合することができない場合は、区担当課と協議すること。

【参考】前回届出概要

届出対象施設

- ・売店コンテナ（物品販売業を営む店舗） 1棟
- ・模擬店コンテナ（飲食店） 4棟

(5) 防火対象物使用開始届の作成と手続き

- ①防火対象物使用開始届を作成及び申請手続きの業務を代行し管轄となる消防署に提出すること。
- ②消防署に事前検査（以下消防検査という）の日程調整を行うこと。なお、消防検査には区職員も同席するが、消防側への説明は受託者が行うこと。

(6) 代行業務にかかる工程表の作成

事前に検査済証交付までのスケジュール表を作成し、区側に説明すること。

(7) 進捗状況の区への定期報告

代行業務における手続きの進捗状況について、定期的に区に報告すること。
なお、報告時期・方法については、別途区と調整をすること。

(8) 申請書類・交付書類の区への提出

- ①代行業務において作成した各種図面、申請書類のデータ等について区側の求めに応じて随時提供すること。
- ②代行業務において申請先に提出した書類の副本及び申請先から交付された確認済証、検査済証等の書類については、区担当課に提出すること。

(9) その他コンテナハウスの設計業務において検査済証の交付を受けるために必要な図面、申請書類の作成、手続き等について対応すること。

3. コンテナハウスの建物概要

	申請建物(1)	申請建物(2)~(5)	申請建物(6)	申請建物(7)	申請建物(8)	面積合計
名称	売店	模擬店①~④	管理棟	舞台控室	本部	—
用途	店舗	店舗	事務所	事務所	事務所	—
構造	鉄骨造	鉄骨造	鉄骨造	鉄骨造	鉄骨造	—
(ハウス仕様)	CAK-403JH(2連)	CAK-403JH(2連)	CAK-403JH(8連)	CAK-403JH(2連)	CAK-403JH(2連)	—
階数	1	1	1	1	1	—
建築面積	26.71㎡	26.71㎡	107.36㎡	26.71㎡	26.71㎡	294.33㎡
延床面積	26.71㎡	26.71㎡	107.36㎡	26.71㎡	26.71㎡	294.33㎡
最高高さ	2.722m	2.722m	2.722m	2.722m	2.722m	—
軒高	2.513m	2.513m	2.513m	2.513m	2.513m	—
棟数	1	4	1	1	1	(計8棟)

※1棟あたりコンテナハウス2台を使用

4. 留意点

- (1) 検査済証の交付までの申請手続きに関する工程を作成するにあたっては、事前に区と協議を行ったうえで作成すること。
- (2) コンテナハウスに設置する火器類について、実行委員会の関係団体自身で搬入するものについては、搬入可能な時期、搬入・設置方法について、別途区担当課と協議すること。
- (3) 各種手続きにかかる手数料減免申請等、一部区が作成する必要がある書類がある場合については、予め、余裕をもって区に書類の種類、必要な期日等について連絡すること。
- (4) 受託者は完了検査前に必ず設計部門に現地にてコンテナハウスの設置状況（外装、内装）が図面内容と一致しているか確認させること。
- (5) 受託者は本業務における進捗状況を適切に把握し、区担当課及び申請先からの質疑や指摘には適切かつ迅速に対応すること。
- (6) 代行業務に際して、新たな課題・問題点が発生した際には、早急に区担当課に報告し、対応を協議すること。
- (7) 令和7年4月から施行された建築基準法改正に伴う申請手続き等の変更点について適切に対応すること。
- (8) 設計業務において作成した図面、申請書類等の権利はすべて区に帰属する。
- (9) 設計業務において図面を作成する際には、想定されるガスの換気量計算を行うこと。
- (10) 本業務にあたっては、建築士事務所登録及び2級建築士以上の資格を要する。
なお、再委託先が当該を有する場合も可とする。

5. コンテナハウスの会場内での配置



仮設トイレの設置について

1. 設置期間

令和8年2月6日（金）から3月2日（月）まで

※設置時間及び撤去時間については、別途区との協議により決定することとする。

2. 設置場所

世田谷区立羽根木公園（世田谷区代田4-38-52）

※園内の詳細な設置場所については区との協議により決めるものとする。

3. 規格・台数

○簡易水洗式洋式トイレ 1棟

※約400リットルくみ取り式、洗浄液付タイプ

4. 留意事項

- (1) 運搬費用を含めること。
- (2) 仮設トイレ設置後、タンク内に防臭防虫剤を振り掛けておくこと。
- (3) 仮設トイレは全て施錠可能なものとする。
- (4) 仮設トイレは男女兼用とする。男女兼用と区別がつくように、扉に表示物を掲示すること。
- (5) 仮設トイレの清掃、し尿処理については、本業務の対象外とする。
- (6) 汚物回収処理及び清掃・消毒作業は、別途委託業者が令和8年3月2日（月）午前中に行う。
- (7) 仮設トイレの撤去を（7）の作業後、同日午後に行うこと。
- (8) 設置、撤去にあたっての詳細、及び不明な点については、区の指示に従うこと。



公園管理事務所

餅つき
甘酒
子どもデー
騎馬隊

管理棟【8】

舞台【2】

子どもデー

本部【2】

売店【2】

模擬店【8】

梅 林

梅丘図書館

プレーパーク

植木・園芸市

植木・園芸市

【凡例】
 設営車両の搬入動線